

鹿沼市行政手続における特定の個人を識別するための
番号の利用等に関する法律施行条例の一部改正に
ついて

次のように改める。

令和 7 年 2 月 19 日提出

鹿沼市長 松 井 正 一

鹿沼市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する
法律施行条例の一部を改正する条例

鹿沼市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法
律施行条例（平成 27 年鹿沼市条例第 28 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 に次のように加える。

7 市長	結婚に伴う新生活の支援に係る補助金の交付に関する事務 であって規則で定めるもの（以下「結婚新生活支援補助金 交付事務」という。）
------	--

別表第 2 に次のように加える。

7 市長	結婚新生活支援補助金 交付事務	地方税関係情報であって規則で定め るもの
------	--------------------	-------------------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。